

新型コロナウイルス感染症対策に
関する緊急要望書

令和2年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

I 総括的事項

1 地方公共団体の取組に対する財政措置

- (1) 今般、国の第二次補正予算案においては、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を2.2兆円、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を2兆円増額することとされている。

その配分に際しては、本県の医療提供体制の脆弱性、東日本大震災津波や相次ぐ台風災害からの復興途上であり、飲食業者を含む中小企業者、交通事業者、農林漁業者及び観光関連産業の事業者等が厳しい経済状況に置かれていること等の地域事情を踏まえ、特段の配慮をお願いしたいこと。

- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、感染の動向や地域経済及び住民生活への影響など、日々状況が変化していることを踏まえ、実施計画の柔軟な変更を認めていただきたいこと。

II 情報提供・共有

2 多言語による相談体制の強化

緊急事態措置の解除に伴って、段階的に外国人観光客の増加が見込まれることから、感染予防対策を徹底させるため、感染予防に関する情報を外国語も含め迅速に分かりやすく提供するとともに、多言語による相談体制の強化をお願いしたいこと。

Ⅲ サーベイランス・情報収集

3 安定的な検査に向けた支援

今後、より大きな感染の拡大が生じた場合においても、県や民間検査機関等が対応できるよう、国においてPCR試薬、抗原検査キット及び防護服等の医療資材の供給体制を確保するなど、PCR検査や抗原検査の安定的な実施に向けた支援をお願いしたいこと。

Ⅳ まん延防止

4 「新しい生活様式」の実現と積極的な感染拡大防止策の展開

- (1) 国民の行動変容による「新しい生活様式」を実現するため、ガイドラインの積極的な啓発を展開し、テレワーク・オンライン会議など、多様な生活に資する光ファイバ等の超高速ブロードバンドや5Gを含む携帯電話基地局等の情報通信基盤整備や、映像配信などによる文化芸術・スポーツ活動を行うための環境整備を推進するなど、国として積極的な対策を早急に講じていただきたいこと。
- (2) 「新しい生活様式」を実現するために事業者が実施する設備投資に対する支援や、ワーケーションなどの新しい働き方などを促進する環境整備をお願いしたいこと。
- (3) 今後発生する可能性のある災害を想定し、避難所の開設に際し、自治体が必要な感染防止対策を講じられるよう財政措置を講じていただくとともに、マニュアルの作成、周知をお願いしたいこと。

- (4) 抗原検査キットの安定供給を通じた感染者の早期発見体制の構築や、ICTを活用した濃厚接触者の徹底的な調査・追跡による感染の囲い込みなど、積極的な感染拡大防止策を検討・展開するようお願いしたいこと。

V 医療等

5 医療提供体制の充実強化

- (1) 地域経済の回復に向けた取組を展開していくためにも、特効薬及びワクチンの早期実用化に向けた基金創設など大胆な資金投入をお願いしたいこと。
- また、既に認可されているレムデシビルに加え、有効性や安全性等を踏まえた上で、さらなる治療薬の認可や抗体検査の導入を加速していただきたいこと。
- (2) 医療機関はもとより、保健所、地方衛生研究所、福祉施設等も含めて、必要な医療用・衛生用物資・機材、人材等の支援をお願いしたいこと。
- (3) 地域の実情に応じて必要な医療提供が行えるよう、受診控えによる外来減少で減収が生じていることも踏まえ、診療報酬や空床補償等、国による財政措置をはじめ、医療従事者への危険手当、軽症者宿泊療養施設の確保などのため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の弾力的かつ十分な措置が講じられるよう一層の配慮をお願いしたいこと。
- (4) 感染症指定医療機関や重点医療機関等においては、従来の診療活動を縮小せざるを得ない状況により、病院経営が圧迫されていることから、診療報酬に加えて直接的かつ中長期的な財政支援をお願いしたいこと。

- (5) 新型コロナウイルス感染時に特段の配慮が必要とされる、医療的ケアが必要な児童やひとり暮らしの高齢者、ひとり親家庭、妊産婦等に対して、的確な支援策を講じていただきたいこと。

VI 教育

6 教育への支援

- (1) 子どもの視点に立った最善な学習機会の確保のため、GIGAスクールやオンライン教育などICTやテレビを活用した学習体制を速やかに整備し、高等学校における1人1台端末の整備等を含めた各種対策を緊急に講じていただきたいこと。

また、国立、公立及び私立の各大学において遠隔授業を実施するための機材や学生のモバイル通信装置など、遠隔授業の実施に必要な環境構築について、十分な財源を措置していただきたいこと。

- (2) 大学生の修学等に対する支援

ア 家計が急変した学生に対する支援について、高等教育の修学支援新制度による授業料等減免及び給付型奨学金の支給に必要な財源の確保をお願いしたいこと。

また、同制度の対象となっていない大学院生や留学生等についても支援対象に追加するなど制度の拡充をお願いしたいこと。

イ アルバイト収入が減少し修学の継続が困難な学生に対する十分な支援措置を講じていただきたいこと。

(3) 大学生への就職支援

ア 就職活動中の学生への十分な情報提供や、採用内定取消し防止等を経済団体等へ要請するなど、学生の就職活動への支援をお願いしたいこと。

イ 「ふるさとワーキングホリデー」を活用し、地方大学卒業生の定着を推進するため、事業実施都道府県内の大学に在学する者も特別交付税措置の対象としていただきたいこと。

(4) 奨学金の返還が困難な者に対する返還期限の猶予等の十分な措置を講じていただきたいこと。

VII 経済・雇用対策

7 中小企業者等への支援

(1) 中小企業者、特に観光関連産業及びサービス業の事業者等は、感染症対策と社会経済活動の両立を図ることに伴い、収入の減少が恒常化することが懸念されるため、事業者が事業を継続し雇用が維持されるよう、必要な経済対策の長期間にわたる実施をお願いしたいこと。

特に、本県の事業者は、国からの支援も受け、東日本大震災津波や相次ぐ台風災害からの復興に取り組んでいるところであり、こうした中で発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、より一層厳しい環境に置かれていることから、県全体のなりわい再生・復興の観点を踏まえ、特段の支援をお願いしたいこと。

- (2) 「特別定額給付金」、「持続化給付金」及び「雇用調整助成金」について、早急に国民や事業者に必要な支援が届くよう、情報発信の強化並びに電子申請に不慣れな者も念頭に置いた受付相談体制の拡充や審査の簡素化等、万全の支援をお願いしたいこと。
- (3) 感染症対策と社会経済活動の両立を進める中、一時的な業績悪化に伴う雇用調整が行われないよう、各業界団体に指導いただきたいこと。
- (4) 今後さらに、中小企業者から様々な相談が増加することが見込まれることから、県が商工指導団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の人件費に係る財政措置の拡充をお願いしたいこと。
- (5) 中小企業者の負担をさらに軽減し、事業活動の回復を支援するため、信用保証付き融資における融資限度額の更なる引上げや融資実施期間及び金利補給期間の延長等をお願いしたいこと。また、創業間もない中小企業者も融資を受けられるよう、対象の拡充をお願いしたいこと。
- (6) 国が打ち出した「官民ファンドを活用した事業者支援」については、実質無利子融資や持続化給付金等でカバーできない事業者の再建を支えるため、経営に大きな影響が生じている事業者が幅広く支援対象となるよう、十分な出資額の確保など、国として万全の支援をお願いしたいこと。
- (7) 「G o T o キャンペーン」の実施にあたっては、地域の観光施策と十分連携を図り、特定の地域にその効果が偏ることがなく県内人口の少ない地域も含めて全国に効果が及ぶよう、制度設計に配慮いただきたいこと。
- (8) 公演の中止・延期を余儀なくされ活動の場がなくなった文化芸術・スポーツ団体やイベント等の事業者等に対し特段の支援をお願いしたいこと。

- (9) 事業等に係る収入に大幅な減少があった事業者や個人に対して県や市町村が税の減免を行った場合について、減収補填をお願いしたいこと。
- (10) 事業者の公共料金の負担軽減のため、電気、ガス等の各事業者に対し料金の減免を要請するとともに、それに伴う財政支援をお願いしたいこと。

8 農林漁業者に対する支援

- (1) 畜産農家など、経営に影響が生じている農林漁業者が意欲を持って事業を継続できるよう十分な支援をお願いしたいこと。
- (2) 牛肉やウニ等の需要が大幅に減少している農林水産物の消費拡大に関する取組について、引き続き十分な支援をお願いしたいこと。
- (3) 特に、本県の農林漁業者は、国からの支援も受け、東日本大震災津波や相次ぐ台風災害からの復興に取り組んでいるところであり、こうした中で発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、より一層厳しい環境に置かれていることから、県全体のなりわい再生・復興の観点を踏まえ、特段の支援をお願いしたいこと。

9 公共交通事業者に対する支援

- (1) 国の緊急事態宣言による外出自粛要請等に伴い、事業収入が大幅に減少し資金繰りに窮している鉄道、路線バス、航空等の公共交通事業者に対し、経営の維持、安定化のための支援措置を講じていただくとともに、補助金の概算払い等により早期に補助金を交付するようお願いしたいこと。

- (2) 公共交通事業者が十分な感染予防対策を講じるために、マスクや消毒液などの確保や感染予防に係る設備等の整備への支援措置を講じていただきたいこと。

VIII その他重要な留意事項

10 風評被害、差別意識の排除の推進

感染者やその家族、また、治療に当たる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、感染症の特性について国民に対し十分に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講じていただきたいこと。

11 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた東日本大震災津波等からの復興の推進

- (1) 東日本大震災津波からの復旧・復興に係る建設工事・建設関連業務について、新型コロナウイルス感染症の影響により中国産の部品を使った建築資材が供給されない状況が発生するなど、一部の事業の進捗に遅れが見られることから、これらの事業の推進に必要な資材や技術指導者の確保に配慮するとともに、東日本大震災復興特別会計による財政措置を事業完了まで継続するようお願いしたいこと。
- (2) 被災者の住宅再建について、新型コロナウイルス感染症の影響により完了時期に遅れが生じていることから、応急仮設住宅の供与期間や被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限の延長などの被災者支援の継続をお願いしたいこと。

- (3) 被災者の交流事業などが実施できず、被災者の孤立防止やコミュニティ形成支援の取組に支障が生じていることから、感染症対策を含めた、これらの取組の推進に対する支援措置を講じていただきたいこと。
- (4) 被災地の復興支援活動に大きな役割を果たしているNPO等において、事業の中止により資金繰りが逼迫し、今後の活動の継続が難しくなっていることから、出資による活動基盤の強化など、継続的かつ安定的な復興支援活動に必要な支援措置を講じていただきたいこと。
- (5) 本県の事業者は、東日本大震災津波や相次ぐ台風災害等による既往債務を抱えている中で、今般の新型コロナウイルス感染症による大幅な減収が生じていることから、経済状況の悪化が懸念される被災地のなりわい再生の観点を踏まえ、資金貸出や既往債務の返済条件緩和等のほか、商工業や農林水産業などの振興対策も含め、被災地の実態を踏まえた特段の支援措置を講じていただきたいこと。